

埼玉県建築工事共通費積算基準の運用

令和4年10月

埼玉県

目 次

建築工事積算基準の運用	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 共通費の区分	1
4 共通仮設費	1
5 現場管理費	5
6 一般管理費等	7
7 その他	8

建築工事共通費積算基準の運用

1 目的

「建築工事共通費積算基準の運用」は、「建築工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）で定めた内容についての運用を定めるもので、適正な共通費の積算に資することを目的とする。

2 用語の定義

分割発注とは、同一建築物又は同一敷地内の同じ種類の工事を2つ以上に分割（工区分け等）して発注することをいう。

3 共通費の区分

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ一式として計上する。

4 共通仮設費

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

(1) 共通仮設費の算定方法

ア 共通仮設費は、共通仮設費率により算定し、率によりがたい場合又は率に含まれない内容は積み上げにより算定する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

イ 積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費に計上する。

(2) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）について

ア 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札日から工期末までの期間の日数を元に、開札から契約までを考慮し、原則として表-1の日数を減じたうえ30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

開札日	契約予定日		工期末
	準備期間	現場施工期間	後片付け期間
開札から契約までを考慮し減じる日数(表-1)	共通仮設費率(現場管理費率)の算定に用いるT(工期)		

イ 契約日が明確な場合であり、表-1の日数が実情と乖離している場合は、実情の日数を算出して適用する。

ウ 類似の工事等と比較して工期が長期間であり、かつ、受注者にとって実質的に共通仮設費を要しない期間がある場合は、設計図書等に条件を明示の上、工期からその期間を控除することができる。

表-1 開札から契約までを考慮し減じる日数

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年3月31日条例第15号)第二条に規定された工事	108日
総合評価方式(技術提案型)により入札を執行する工事	31日
上記以外の工事	7日

(3) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正

「共通費基準」の2(4)の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは7(1)による。

(4) 監督員事務所を設けない場合の補正

ア 「共通費基準」の2 表-5のうち建築工事において、監督員事務所を設けない場合は、新営工事及び改修工事ともに、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。
(算定方法)

直接工事費(一般工事)×共通仮設費率×0.9

イ 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監督員事務所を設けない場合は(3)で補正した共通仮設費率へ更に0.9を乗じる。

(算定方法)

直接工事費(鉄骨工事)×共通仮設費率×0.9×0.9

ウ 既存施設を監督員事務所として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(5) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(6) リース料の取扱い

- ア 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事及びリース料に区分する。
- イ 一般工事については、リース料を含めた直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により共通仮設費を算定する。
- ウ リース料については、共通仮設費を算定しない。

(7) その他工事を含めて発注する場合

- ア 「共通費基準」の2(5)の場合は、一般工事及びその他工事に区分する。
- イ 一般工事については、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により共通仮設費を算定する。
- ウ その他工事については、共通仮設費率を1%として共通仮設費を算定する。

(8) 労務費の比率が著しく少ない工事の取扱い

「共通費基準」の2(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

(9) 共通仮設費率の留意事項

- ア 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
 - (ア) 新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
 - (イ) 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)
- イ 屋外整理清掃費
 - 施行中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。

(10) 共通仮設費率に含まれない内容

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

- ア 準備費
 - 敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、条件明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用
- イ 仮設建物費
 - ・ 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用
 - ・ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における監督員事務所(事務所の規模については設計図書による)、備品等の費用
 - ・ 建築工事において、監督員事務所の備品等の費用のうち設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

ウ 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

エ 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用)

オ 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

カ 機械器具等

(ア) 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は表-2～表-6を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

- ・ 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- ・ R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- ・ $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
- ・ $N = \text{階数}$
- ・ 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
- ・ 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- ・ 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
- ・ 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表-2 地上階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表-3 地下階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表-4 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P 1	25 t	4	5	6	1階当たりの面積

表－5 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数（N）	規 格	存置日数	備 考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡毎に1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡毎に1台

表－6 地下階の仕上用揚重機存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規 格	存置日数	備 考
B 1	16 t	$6.4 \times A$	

(イ) 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

5 現場管理費

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目毎に算定する。

(1) 現場管理費の算定方法

ア 現場管理費は、現場管理費率により算定し、率によりがたい場合又は率に含まれない内容は積み上げにより算定する。

現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋積み上げによる現場管理費

イ 積み上げによる現場管理費は一般工事の現場管理費に計上する。

(2) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

ア 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札日から工期末までの期間の日数を元に、開札から契約までを考慮し、原則として4(2)表－1の日数を減じたうえ30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

イ 契約日が明確な場合であり、4(2)表－1の日数が実情と乖離している場合は、実情の日数を算出して適用する。

ウ 類似の工事等と比較して工期が長期間であり、かつ、受注者にとって実質的に現場管理費を要しない期間がある場合は、設計図書等に条件を明示の上、工期からその期間を控除することができる。

(3) 鉄骨工事における現場管理費率の補正

「共通費基準」の3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは7(1)による。

(4) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(5) リース料の取扱い

ア 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事及びリース料に区分する。

イ 一般工事については、リース料を含めた純工事費の合計額に対応する現場管理費率により現場管理費を算定する。

ウ リース料については、現場管理費を算定しない。

(6) その他工事を含めて発注する場合

ア 「共通費基準」の3(5)の場合は、一般工事及びその他工事に区分する。

イ 一般工事については、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により現場管理費を算定する。

ウ その他工事については、現場管理費率を2%として現場管理費を算定する。

(7) 労務費の比率が著しく少ない工事の取扱い

「共通費基準」の3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じて算定する。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

(8) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

(9) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

なお、(3)鉄骨工事の補正を行う場合及び(7)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(3)及び(7)を乗じる。

(算定方法)

- ・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正(9)

- ・鉄骨工事等の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正(9)×補正(3)又は補正(7)）

(10) 現場管理費率に含まれない内容

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

ア 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

イ 昇降機設備工事における工事实績情報（CORINS）の登録等に要する費用

工事費（工事価格＋消費税相当額）が500万円以上2,500万円未満の場合の費用の算出は次による。

『工事实績情報登録費用』＝登録作業費^{※1}＋登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

なお、工事費（消費税含む）が2,500万円以上の昇降機設備工事は、その率に含まれている。

6 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算定方法

一般管理費等は、一般管理費等率により算定し、率によりがたい場合又は率に含まれない内容は積み上げにより算定する。

一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等

(2) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を算出し、一般管理費等に加算する。

(3) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、表-7の前払金支出割合区分毎に定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。

表－７ 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

(4) 契約保証費について

「共通費基準」の 4 (1)による契約保証費については、工事原価に表－ 8 による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更については、契約保証金の加算は行わない。

表－ 8 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法 1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約約款第 4 条を採用する場合)	0.04
保証の方法 2 : 上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法 2 の具体例は以下のとおりである。 埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項第 3 号及び第 6 号に該当する場合 ただし、上記の場合においても金銭的保証を求める場合は、この限りではない。	

7 その他

(1) 「4 (3)」及び「5 (3)」における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表－ 9 のとおりすべて補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

イ 鉄筋コンクリート造における取扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

ウ 鉄塔の取扱い

鉄塔については単体として取扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

エ フラットデッキの取扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表－9 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨 (母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○		

(2) その他工事として取り扱う工事

「共通費基準」表－7に加え、以下に示す工事についても、その他工事として取り扱う。また、その他工事として取り扱う工事の詳細を表－10及び表－11に示す。

なお、表－10及び表－11には「共通費基準」表－7に示した以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、「共通費基準」2(5)及び3(5)の定めによる。

- ・ 劇場等に用いるホール音響設備工事
- ・ 舞台照明設備工事
- ・ 特殊空調設備 (恒温恒湿室、クリーンルーム)
- ・ 循環ろ過設備 (浴槽、プール)
- ・ 排水処理設備 (排水再利用設備、厨房排水除害設備)
- ・ ごみ処理設備
- ・ 搬送設備
- ・ 機械式駐車設備
- ・ 特殊ガス設備
- ・ 実験機器設備 (実験台、実験流し、ドラフトチャンバー、スクラバー等)
- ・ 医療器具設備
- ・ 劇場等に用いる舞台機構設備工事

表－１０ その他工事の取扱い（建築工事）

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。				
壁面収納(造り付け以外)	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフローア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目すべて。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目すべて。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L字側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事*として取り扱われる項目すべて。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表－１１ その他工事の取扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない以下の設備等について、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目すべて。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目すべて。	
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目すべて。	
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目すべて。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事。	
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御装置
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目すべて。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。	
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備

ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクタ・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備		搬送設備として取り扱われる項目すべて。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタックークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備		機械式駐車設備として取り扱われる項目すべて。
機械式駐車設備	○	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備		特殊ガス設備として取り扱われる項目すべて。
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備		実験機器設備として取り扱われる項目すべて。
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ゲージ等の実験機器類
医療器具設備		医療器具設備として取り扱われる項目すべて。
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

(3) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合

- ア 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する、新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。
- ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費及び現場管理費に計上する。
- エ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。

(4) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

- ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。
- イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。
- ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- エ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。

(5) 同一敷地又は近接する敷地の複数の工事を一括して発注する場合

- ア 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接する敷地を一括して算定する。
- イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接する敷地における直接工事費の合計額及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額及び工期に対応する現場管理費率とする。
- ウ 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。

(6) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合

- 共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通費に関する定めにより算定する。

(7) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合

- ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
 - (ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
 - (イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
 - (ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
 - イ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
- ※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

(ア) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20 以下又は300 万円以下の場合

(イ) 工事内容、工事費及び工期から判断して、(ア)に準ずるとみなせる場合

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(8) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

ア 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(7)アによる。

イ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(9) 工事の一時中止に伴う増加費用

ア 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

イ 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

ウ 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は技術職員の転入に要する費用等とする。

エ 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施した内容について受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等、当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

オ 工事の一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

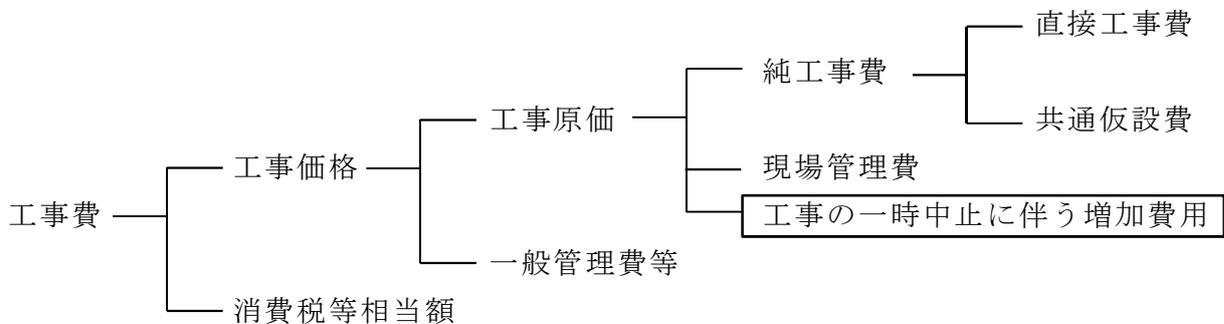
なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対応する一般管理費等率とする。

カ 契約保証費に係る補正を行わない。

キ 工事の一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事の一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

ク 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

ケ 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



(10) 設計変更における工事費の算定

以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（当初請負比率）を乗じない。

ア 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

イ 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工する事が不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- ・ とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
- ・ 地盤改良
- ・ 土壌汚染処理
- ・ アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理
- ・ 上記4項目に伴う発生材処理

(11) 設計変更における共通費の算定

- ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
- ① 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事と当初請負費率を乗じない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ② 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事と当初請負費率を乗じない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ③ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事と当初請負費率を乗じない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
- イ 共通仮設費、現場管理費率及び一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事と当初請負費率を乗じない工事に区分して算定する。
- ウ 設計変更における共通費の算定は、当初設計時点の「共通費基準」に基づき行うものとする。

(12) 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

- ア 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（胴ベルト型）の費用を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表－12による。
- イ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。
- ウ 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
- エ 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表－12）

表－１２ 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料（差額分）※	月数区分											
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 を超え						
建築工事	新営工事	6,000円／月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600円／月												
電気設備 工事	新営工事	3,600円／月												
	改修工事	2,400円／月												
機械設備 工事	新営工事	3,600円／月												
	改修工事	2,400円／月												
昇降機設備工事		1,200円／月							6（か月）					

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（表－１３）

表－１３ 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日／日	6人日／日	6人日／日	2人日／日
改修工事	6人日／日	4人日／日	4人日／日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（フルハネス型）をつける想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）600円/人・月

＝（墜落制止用器具費（フルハネス型）－現行の安全帯（胴ベルト型）－助成金）

/36か月（耐用年数）